

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### 加須市

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

###### 【回答】国保年金課

国民健康保険は、誰もが等しく適切な医療を受けることができるように、加入者全員で助け合う制度です。国民健康保険制度が瓦解しないような安定的な運営が必要という大前提のもと、埼玉県への納付金額の見込み、そして国保加入者の負担である国保税額と一般会計からの法定外繰入額とのバランス、経済状況などを総合的に見極めながら、国民皆保険制度を維持していきたいと考えています。

###### (2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

###### 【回答】国保年金課

市町村国保には、被保険者の構成、脆弱な財政基盤、市町村規模の格差等の構造的な問題があり、その問題を解決するため、国の財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、埼玉県が財政運営の責任主体となりました。保険税水準の統一は、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村の収支の均衡を図り、収納率の向上や医療費の適正化により赤字の削減・解消に取り組み、国民健康保険の安定的な運営を図るものでございますので、今後も引き続き、医療費等の給付と保険税そして一般会計の負担とのバランスを踏まえて、県内保険税率の準統一に向けて、適正な課税方法を検討してまいります。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累

を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

#### 【回答】国保年金課

地方財政法第二条は、地方公共団体が財政破綻をすることのないよう、財政の健全な運営などについて規定されていると認識しています。

本市では、国及び県の要請に基づき、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税率の設定等により、赤字の削減・解消に努めるとともに、県の保険者努力支援制度等を活用して国保財政の健全化を図っているところです。しかし、被保険者数の減少とは反比例し、一人当たり医療費は年々増加傾向にあります。独立採算制が原則の特別会計において、赤字の削減・解消は必要です。本市の赤字額は多額であるため、短期間での赤字解消は困難であることから、やむを得ず一般会計からの繰入金で赤字を補填しています。引き続き、保険税収入と保険給付及び一般会計の負担とのバランスを踏まえて、持続可能な国保となるよう努めてまいります。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたことと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

#### 【回答】国保年金課

保険税水準の統一は、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村の収支の均衡を図り、収納率の向上や医療費の適正化により赤字の削減・解消に取り組み、国民健康保険法第1条の趣旨にのっとり国民健康保険の安定的な運営を図るものと認識しております。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

#### 【回答】国保年金課

国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切ではないとされているとともに、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、18歳までの子どもの均等割の減免は困難と考えております。

#### (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

#### 【回答】国保年金課

本市の令和5年度当初賦課決定段階における応能割と応益割の割合は、概ね59：41です。国保の都道府県単位化となり、埼玉県から示される標準税率を踏まえるとともに、今後においても医療費等の給付と国保税そして一般会計の負担とのバランスを毎年度検証し、当

市の現状を踏まえながら適正な課税方法を検討してまいります。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

**【回答】国保年金課**

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、令和4年度の保険税から未就学児に係る保険税均等割額の5割軽減を実施しています。国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切でないとされているとともに、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、子どもの均等割の廃止や一律減免は困難と考えております。

一方、本市においては、子育て世代の方々に、国保税を適正にご負担いただいた上で、お子さんの医療費の窓口払いの本人負担(就学前2割、就学後3割)の無料範囲を中学校修了前から18歳まで拡大し、医療費負担の軽減など子育て支援の充実に努めています。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

**【回答】国保年金課**

本市は、これまでも医療費等の給付と国保税収入、そして一般会計の負担との関係を毎年度検証しながら、国保税率を改正しており、一般会計からの繰入については国保加入者以外の市民の方々との公平性という観点など多方面から検討し、やむを得ず必要な分を繰り入れして対応して参りました。今後においても、これまでの考え方を踏襲しながら、令和9年度の準統一に向けた県の動向を踏まえ、本市の財政状況も勘案しながら適切に運営してまいります。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

**【回答】国保年金課**

本市の国民健康保険事業特別会計には、基金はございません。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】国保年金課**

短期被保険者証の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】国保年金課**

短期被保険者証や被保険者資格証明書を含めた被保険者証については、郵便で発送しています。今後につきましても適切な対応に努めてまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】国保年金課**

被保険者資格証明書の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

**(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について**

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

**【回答】国保年金課**

資格確認書の有効期限につきましては、国や県の動向等も踏まえ、後期高齢者医療制度への移行や社会保険等への加入により国保資格を喪失する被保険者も多数いるため、今までの保険証の有効期限を参照し適切に対応してまいりたいと考えています。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

**【回答】国保年金課**

国や県の動向等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えています。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**【回答】国保年金課・収納課**

現在、国民健康保険税の減免につきましては、加須市国民健康保険条例第27条（国民健康保険法第77条）に基づき、前年の総所得金額に比し、本年の所得が皆無又は著しく減少した方や、災害等により生活が著しく困難となった方又は、貧困により公私の扶助を受ける方等に対して実施しております。

しかし、生活保護基準を根拠とした減免等につきましては、被保険者が保険医療機関等に支払う一部負担金を減免等する際に、加須市国民健康保険に関する規則第15条（国民健康保険法第44条）に基づき、事務処理要領を定めて、生活保護基準の1.2倍以下の生活困窮世帯に適用しているところです。

従いまして、生活保護基準を適用いたしました減免等につきましては、一部負担金の減免に適用しておりますので、当該基準の引き上げにつきましては、今後、調査研究に努めてまいりたいと思います。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

**【回答】国保年金課**

現在、加須市国民健康保険に関する規則第15条の取扱事務については、要領を定め、生活保護基準の1.2倍以下の生活困窮世帯に適用しております。

従いまして、当該基準の引き上げにつきましては、今後、調査研究に努めてまいりたいと思います。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】国保年金課**

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、今後においても現行の申請書を使用していく考えです。しかし、他の申請書等も含めお客様が記載しやすいようにするための工夫は、引き続き検討してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】国保年金課**

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、行政窓口以外での手続きは、個人情報保護の観点からも難しいものと考えます。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

**【回答】収納課**

納付が困難で滞納している方に対しては、予告なしに滞納処分を行うのではなく、督促状や催告書により事前に納付を促しております。滞納している方から納税相談があり、資力があると認められた場合は、一括納付を促しております。そのうえで、一括納付ができるにも関わらず、引き続き滞納している場合には、滞納処分を行っております。しかしながら、相談時点において、一括納付が困難な場合には、法令に則り、家族状況や収支状況などの質問や調査を行い、納税資力を確認したうえで、分割納付の妥当性を判断しております。分割納付は、一括納付が困難な場合の例外的な取り扱いであるため、分割納付中であっても預貯金・生命保険・給与・不動産等を調査し、市税に充てることができる財産が見つかった場合には、納期限までに納税された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分を行っております。

一方、所得や財産が無く生活が困窮している方に対しては、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行停止を行うなど適切に徴収緩和措置を講じております。

さらに、納税折衝を進める中で著しい生活困窮が見受けられる場合には、福祉部門等と連携して実情に即した対応も行っております。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

**【回答】収納課**

給与等の差押えにつきましては、法令で定める差押禁止財産を踏まえ、納税者の最低限度の生活を考慮し、適正に滞納処分を行っております。また、給与が振り込まれた預貯金口座を差し押える際には、給与の差押禁止額の考え方を準用して全額取り立てせず、最低生活費に配慮した額を差し押さえる対応としております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】収納課**

売掛金についても、差し押さえることができる債権であることから納期限までに納税された方との公平性を保つため、差押えを実施することがあります。滞納処分につきましては、納税折衝や財産調査等の結果により、滞納されている方の実態を把握したうえで総合的に判断しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】収納課**

国保税は地方税法を根拠に賦課徴収する税目であることから、市民税や固定資産税等の税目と同様の対応を行っております。そのため、滞納となった場合には、預貯金・生命保険・給与・不動産等を調査し、市税に充てることができる財産が見つかった場合には税負担の公平性を保つため、やむを得ず滞納処分を行っております。一方、財産がないことが判明した場合には滞納処分の執行停止を行うなど徴収緩和措置を講じております。

**(9) 傷病手当金制度を創設してください。**

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】国保年金課**

被用者以外への支給については、傷病手当金の趣旨や支給要件などの点からも困難である、と認識しております。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

**【回答】国保年金課**

傷病手当は、本来被用者に限定した制度であり、国保における傷病手当金は、財政上余裕がある場合に限り、支給できるものです。コロナ渦における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給の趣旨は、感染症法上で2類相当に位置付けられていた新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備するための緊急、特例的な措置でした。

従いまして、傷病手当等の恒常的な支給につきましては、財政的にも非常に困難であると認識しております。

**(10) 国保運営協議会について**

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

**【回答】国保年金課**

自治会や医師会等の関係団体へ委員の推薦を依頼し、推薦のあった方に運営協議会委員を委嘱しております。公募制につきましては、選出方法などを含め引き続き検討してまいります。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】国保年金課**

市民の意見等を直接聴く機会等の検討をしてまいります。

**(11) 保健予防事業について**

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

**【回答】いきいき健康医療課**

加須市国民健康保険における特定健康診査については、対象者は全て無料で受診できます。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】いきいき健康医療課**

本市では、がん検診と特定健診は、集団検（健）診及び個別検（健）診ともに同時に受診でき

ます。

③ 2024 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】いきいき健康医療課**

けんしんパスポートのリニューアル、受診券封筒の大きさ変更、国保健診、後期健診受診券の個別通知や、集団健診の予約方法にWEB予約システムの導入、未受診者へAIを活用した受診勧奨の実施、ホームページやSNS（市公式LINE）を活用した周知などの取組を進めてまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】いきいき健康医療課**

市民の健康状態などの個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律、加須市個人情報の保護に関する法律施行条例、情報セキュリティ基本方針等の各種規程を遵守しており、引き続き適正に管理してまいります。

**(12) 財政調整基金について**

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立ててきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023 年度(令和 5 年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

**【回答】財政課**

令和 5 年度の財政調整基金について、元金と利子を合わせて 2,368,871,677 円を積立て、財政調整基金の年度末残高は 5,096,781,467 円となっています（令和 6 年 3 月 31 日現在）。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

**【回答】国保年金課**

独立採算制が原則の特別会計において赤字の削減・解消は必要です。本市では、平成 30 年度から令和 8 年度までを計画期間とする赤字削減・解消計画を策定していますが、本市の赤字額は多額であるため、短期間での赤字解消は困難であり、やむを得ず一般会計からの法定外繰入金で赤字を補填しています。したがって、国保税を引き下げるために財政調整基金を活用し、赤字を補てんする法定外繰入金を増額することは困難と考えます。

**2. 後期高齢者医療について**

(1) 窓口負担 2 割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

**【回答】国保年金課**

令和 4 年 10 月 1 日から、一定以上の所得のある方（現役並み所得者に該当し、窓口負担割合が 3 割の方を除く）の医療費の窓口負担割合が 2 割となり、本市の被保険者 17,172 人

のうち約17%に当たる2,935の方が2割負担となっています(令和6年3月31日現在)。

後期高齢者医療費は、被保険者の方の窓口負担分を除き、約4割が現役世代からの支援金(後期高齢者支援金)で賄われています。

団塊の世代の後期高齢者医療制度の加入により、今後ますます医療費の増額が見込まれることもあり、現役世代の負担抑制のためには、窓口負担2割の導入は後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な財政運営に必要な見直しと考えております。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

**【回答】国保年金課**

令和4年10月に施行された窓口負担割合の見直し(2割負担の導入)の背景である現役世代の負担軽減の必要性、後期高齢者医療制度の創設趣旨でもある現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平の解消等を踏まえ、市独自の軽減措置については現時点では困難であると考えます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答】高齢介護課**

近くに親族がお住まいでない高齢者世帯など、お申出のあった世帯については、ひとり暮らし高齢者等台帳に登録し、地域の民生委員による見守りや、高齢者相談センター(地域包括支援センター)による相談支援を実施しています。

低所得の方を含め、高齢者相談センターが受けた高齢者に関する困りごと等の相談については、内容に応じて、関係機関、関係部署と連携し、必要な対応を行っています。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】いきいき健康医療課**

本市では、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施をすすめております。保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの医療専門職が、ふれあいサロンなど通いの場へ出向きフレイルチェックを行うポピュレーション支援や、低栄養、口腔機能の低下、生活習慣病のハイリスク者へ個別訪問や電話によるハイリスク支援を実施し、生活習慣病の重症化予防や、フレイル予防に取り組んでおります。

さらに、令和4年度からは、血清アルブミンを導入し検診項目を拡充し、後期高齢者の健康診査を実施しております。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

**【回答】国保年金課・いきいき健康医療課**

本市では市民の皆様の「自身の健康は自ら守る」という自己認識を高めるため、特定健診、後期高齢者健康診査又は人間ドックの受診及びがん検診の受診、健康に関するアプリの利用など一定の自主的な取り組みをされた方を対象に、地域で使用可能な金券を交付する『かぞ健康マイレージ』を実施し、広く生活習慣病の予防を推進しています。

特定健診は無料で実施しております。がん検診は無料で行っているものと一部自己負担を



いただいているものがあります。

なお、市民税非課税世帯、生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援を受けている方は自己負担が免除になります。

歯科検診につきましては、市の助成適用後自己負担 1,000 円で受けることができます。

難聴検査につきましては、国が定める健康診査の項目等に位置付けられていないことから、現在のところ実施はしていません。

人間ドックにつきましては、平成 27 年度から後期高齢者医療保険料などの滞納がない後期高齢者医療制度の被保険者に対して、上限 20,000 円を助成しています。令和 5 年度からは埼玉県済生会加須病院で人間ドックと脳ドックを同時受検された方を対象に上限 30,000 円を助成する「併診ドック助成」を新設し、制度の充実に努めているところです。

なお、「自身の健康は自ら守る」という観点から、人間ドックの無料化は現時点では考えておりません。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

#### 【回答】高齢介護課

年を重ねるとともに周囲の音が聞こえにくくなることは、老化現象の一つとして誰にでも起こり得ることであり、長寿化の進展に伴い、今後、加齢性難聴になる高齢者は増えてくるものと考えております。こうした中、難聴と認知症の関係も徐々に明らかになってきておりますが、その関係性については、現時点で正確な根拠はまだ明らかにされておらず、現在、国の研究機関において、補聴器による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が進められているところでございます。引き続き、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

### 3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

#### 【回答】いきいき健康医療課

病院の再編、縮小及び拡充に関しては、国より地域医療構想の取組が示されておりますが、画一的な判断によるものではなく、地域の実情を踏まえて取組を進めることとされておりますことから、今後の国及び県の動向を注視してまいりたいと存じます。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

#### 【回答】いきいき健康医療課

本市では、地域医療を支える医療従事者を確保するため、平成 28 年度より市内の産婦人科又は救急科の医療機関を開設しようとする医師を支援する制度を創設するとともに、県の奨学金を活用した学生が看護師育成施設を卒業後、市内の医療機関等へ従事した場合、返還する奨学金の一部を助成する制度を創設しています。これらを周知することにより、民間の医療機関における医療従事者の確保に努めるとともに、医師又は看護師である市職員についても、一斉定時退庁の取組など

によりワーク・ライフ・バランスの確保に努めているところでございます。

#### 4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

##### 【回答】職員課

社会情勢の変化等に対応するため、業務量に応じた職員数を毎年検討し、配置してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

##### 【回答】いきいき健康医療課

今後の感染状況や国及び県の動向を注視し、体制強化などの要望については必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 安心して十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

##### 【回答】高齢介護課

介護保険制度は、介護を社会で広く支えるための制度でありますので、制度改定にあたっては、財源の問題も含め、必要な人が必要なサービスを利用できるような制度設計となるよう、国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

### 2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

##### 【回答】高齢介護課

第9期介護保険料の改定につきましては、令和6年度から令和8年度までに必要な介護サービス量及び介護報酬の増額改定等により介護給付費の増加が見込まれておりますが、介護給付費準備基金のほぼ全額を取り崩すことで保険料の上昇を抑制しており、基準額は第8期介護保険料と同額の6,031円のまま据え置いております。

今後も、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者の増加、介護給付費の増加が見込まれますが、介護予防事業等により介護給付費の増加の抑制を図り、住民負担の軽減に努めてまいります。

### 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なっていく

ださい。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答】高齡介護課**

介護保険料の減免につきましては、加須市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱基準に基づき、生活保護基準等を踏まえ、公正に判断しております。

また、低所得者への保険料軽減につきましては、消費税率の引き上げに伴い令和元年度から公費による軽減措置が行われており、第9期介護保険料においても、「保険料の基準額に対する割合」を第1段階の方は0.455から0.285に、第2段階の方は0.685から0.485に、第3段階の方は0.69から0.685に引き下げ、軽減を図ることとしております。

**4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

**【回答】高齡介護課**

介護保険における区分支給限度額は、要介護度ごとに様々なケースを想定し、標準的に必要と考えられるサービスの利用を想定して設定されているものです。要介護度が実態と乖離していることにより、区分支給限度額の上限を超える介護サービスが必要である場合は、認定の区分変更申請を行っていただき、要介護認定の見直しを行うこととしております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】高齡介護課**

介護保険負担限度額認定については、令和3年8月より認定要件である預貯金額と食費（日額）の負担額が見直しとなりましたが、本市では、預貯金額が基準を超える方には、基準額以下となった場合に再度申請するようご案内しております。今後も負担能力に応じ、適切に対応してまいります。

**5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

**【回答】高齡介護課**

本市では、市民税が課税されていない世帯の人であって、看護小規模多機能型居宅介護や小規模多機能型居宅介護等の在宅サービス（認知症高齢者グループホームのサービスは除く。）の利用者からの申請により、介護サービスに係る利用者負担額の一部（25%相当額）を助成する介護サービス利用者負担助成事業を実施しております。今後も本事業を実施していきたいと考えております。

**6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。**

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】高齡介護課**

介護事業所の経営状況について、自治体での正確な実態把握は困難であると考えており、また、他の介護サービス事業所との公平性もありますので、現時点で市独自の財政支援は考えておりませんが、今後、国、県、近隣市の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

**【回答】高齡介護課**

本市では、令和2年3月以降、定期的にマスク、消毒液、ガウン及び手袋等の衛生用品を一括購入し、国や民間事業者等から配布又は寄贈された衛生用品と合わせて、介護サービス事業所に配布することにより、介護サービス事業所における衛生用品の購入費用等の負担の軽減を図っております。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

**【回答】いきいき健康医療課**

令和6年度の新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法上、定期接種として位置づけられたことから、国の定める方針のもと、予防接種法に基づき適切に実施してまいりたいと考えており、定期接種対象者（原則65歳以上）以外の市民へのワクチン接種の助成や公費による定期的なPCR検査の実施予定はございません。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

**【回答】高齡介護課**

今回の改定は介護で働く人の待遇改善を最優先としており、訪問介護については、基本報酬は引き下げとなりましたが、処遇改善加算の加算率は全サービス中で最も高くなっています。その他の加算についても、要件が緩和したものや新設されたものがあり、市ではこの加算取得について情報提供等で支援を行ってまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

**【回答】高齡介護課**

本市には、特別養護老人ホームが10施設（810床）あり、65歳以上人口に占める特別養護老人ホームの整備率は、県内40市中5番目に高い水準となっております（令和4年度末）。また、小規模多機能型居宅介護事業所も整備されております（1施設）。

こうした中、本市では、令和6年秋以降に開所予定の、民間事業者による特別養護老人ホーム（1施設、100床）の整備も進めているところです。

## 9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

本市では、日常生活圏域に合わせて合計6か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置しております。高齢者相談センターの人員体制につきましては、各圏域内の高齢者人口や要介護認定者数の増加に応じて、増員を行っております。又、市内外の研修や勉強会等に高齢者相談センター職員が積極的に参加し、相談能力の向上が図れる環境を整備しております。

### 【回答】高齢介護課

本市では、日常生活圏域に合わせて合計6か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置しております。高齢者相談センターの人員体制につきましては、各圏域内の高齢者人口や要介護認定者数の増加に応じて、増員を行っております。又、市内外の研修や勉強会等に高齢者相談センター職員が積極的に参加し、相談能力の向上が図れる環境を整備しております。

## 10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

### 【回答】高齢介護課

本市では、長寿化に伴い増加する介護需要への対応として、市内の介護施設等に従事する介護人材を確保するため、令和3年度から介護に関する入門的研修の実施や、新たに介護資格を取得した方に補助金を交付しております。県におきましても資格取得支援や就業支援を行っておりますが、介護保険制度を安定して運営していくためにも、介護人材の確保は大変重要な課題と認識しておりますので、今後も国や県と連携して対応してまいります。

## 11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

### 【回答】すくすく子育て相談室

本市では、平成30年4月に妊娠・出産・子育てにかかる総合相談窓口としての機能と、児童虐待防止等に対応するため様々な関係機関から構成される加須市要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能、この二つの機能を有するすくすく子育て相談室を設置しております。そして、令和3年度よりこのすくすく子育て相談室を、子どもに関連する諸課題についてはこども局で一元的に取り組むため、母子保健の統合・再編を行うとともに、社会福祉士を増員し児童虐待等への対応にも機能強化しております。

この強化された機能を十分に活かしながら、教育機関や福祉部等関連部署との連携のもと、ヤングケアラーの支援に取り組んでいるところです。

また、埼玉県の担当職員を講師として、民生委員・児童委員を対象としたヤングケアラー支援研修等を開催するとともに関係課及び関係団体などの参加のもと、ヤングケアラーワーキンググループ会議を開催し、関係機関の連携による支援の強化に努めています。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

**【回答】高齡介護課**

保険者機能強化推進交付金は、各保険者における高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組を推進するため、各保険者が行うPDC Aサイクルによる保険者機能の強化、ケアマネジメントの質の向上、介護予防の推進等の取組に係る評価指標の達成状況に応じて交付されるものです。

本市では、全ての介護（予防）サービス利用者に対し、必要な介護（予防）サービスが適正に提供される体制を確保しながら、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援や介護予防、地域支え合いの取組を推進し、保険者機能強化推進交付金の適正な確保を図ってまいります。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

**【回答】高齡介護課**

国の公費負担割合の引き上げ、第1号被保険者の法定負担割合引き下げについて、国に要望を提出しております。

14. 介護給付費準備基金残高から2024年度に執行した金額はいくらですか。

**【回答】高齡介護課**

2億2,504万3,000円の繰り入れを予定しております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

**【回答】障がい者福祉課**

加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）加須市障害児福祉計画（第3期）を策定するにあたり、障がい者福祉に関するニーズ等を把握するため、各障害者手帳所持者及び一般市民の方計2,400人を対象にアンケート調査を実施しております。このアンケート調査を分析し、計画及び障がい者の施策に当事者の意見を十分反映させたものとしております。

## 2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

### 【回答】障がい者福祉課

地域生活支援拠点等の整備については、「面的整備型」により進め、本市においては障がい者基幹相談支援センターが中心となり、関係期間等と連携した相談支援体制の強化や体験の機会や場の提供、担い手の育成等、機能の充実を図るとともに緊急対応とならない体制づくりや緊急でのサービス等の利用となる場合の利用となる場合の受け入れ先の調整を行います。

北埼玉地域障がい者自立支援協議会にて、行田市、羽生市と協議し、共同運営を視野に進めております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

### 【回答】障がい者福祉課

第7期障害福祉計画において地域移行の促進と並行して、必要な施設整備を行うとしておりますので、現在ある市独自の補助金制度について広く周知し、施設整備に繋がるよう進めて参ります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

### 【回答】障がい者福祉課

現在、市内へのグループホーム整備の話が増加しています。第7期障害者計画策定における事前アンケート結果では、将来グループホームで暮らしたいと希望する障がい者が一定数いる結果となっておりますので、グループホームの整備が進めば、希望する人の暮らしの場の確保が可能であると考えます。

なお、市内の社会資源としましては、さまざまな事業所へ開設の働きかけを行った結果、令和5年度で相談支援事業所1箇所、短期入所1箇所、就労系サービス事業所2箇所、グループホーム7箇所、児童系サービス事業所1箇所などの施設が新規開設し、令和6年度におきましても、短期入所1箇所、訪問系サービス1箇所、就労系サービス事業所1箇所、児童系サービス事業所1箇所、グループホーム3箇所が既に開設されております。市内の社会資源は着実に増えてきており、障害者の選択の幅も広がってきているところでございますので、引き続き、障害福祉事業所などの関係団体等に対し市内への事業所開設を働きかけて参ります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

### 【回答】障がい者福祉課

老障介護につきましては、地域生活支援拠点等の整備と並行しつつ、高齢者支援の担当課と連携し、実態の把握に努めるとともに、関係者によるケース会議などを実施し、必要な支援が行える体制の整備に努めて参ります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとって下さい。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

**【回答】 障がい者福祉課**

県が実施する障害福祉に関わる従事者等に対する各種研修などについて、積極的な参加に向けた周知を図ります。

また、合同企業説明会の開催等、関係機関と連携を図り、事業所や就職希望者等のマッチングの機会の提供を図ってまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】 障がい者福祉課**

所得制限については、子ども医療費及びひとり親医療費助成と同様、限られた財源の中、真に経済的負担の軽減が必要な低所得者を対象とするという考えに基づいて導入しております。

また、年齢制限については、65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することにより医療費の自己負担が軽減され、年金も満額受け取ることができるようになります。こういった状況を加味し、年齢制限を実施いたしております。

一部負担金については、現在導入の検討はしておりません。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

重度心身障害者医療の対象ではない精神障害2級の方も、自立支援医療（精神通院医療）では負担軽減が図られていますので、活用できる医療制度のご案内をし、治療に役立てていただきたいと考えております。

また、精神科の入院については、退院可能な入院患者の地域移行への取り組みの妨げになる可能性もあり、国の制度（自立支援医療）に準じて、入院費は対象外としています。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

**【回答】 障がい者福祉課**

二次障害については、対象者等を把握しておりませんが、障害の状態に応じた障害福祉サービスの提供で対応するとともに、国や県の支援策等についても注視して参りたいと考えています。



## 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

### (1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

#### 【回答】障がい者福祉課

実施しています。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

#### 【回答】障がい者福祉課

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

#### 【回答】障がい者福祉課

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

なお、県基準を超える現在の取り組みとして、18歳未満の方の場合は、世帯の生計中心者の所得課税額に応じて利用料を無料から950円までとしています。

### (2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

#### 【回答】障がい者福祉課

令和2年度以降の福祉タクシー利用券の配布枚数を、A地区（旧北川辺町及び大利根町の区域）は36枚、B地区（旧加須市及び騎西町の区域）は30枚としておりましたが、一般タクシー初乗運賃の統一を受けて、令和6年度より利用枚数も36枚で統一しております。

また、福祉タクシー利用券において初乗運賃の助成を行っておりますので、100円利用券（補助券）の導入は考えておりません。

②福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

#### 【回答】障がい者福祉課

タクシー利用券による料金助成及び自動車燃料費の助成については、身体障害者及び知的障

害者の方を対象としており、精神障害者の方については現在のところ対象とすることは考えていません。

また、所得制限や年齢制限は設けていません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】障がい者福祉課**

県との財政負担割合等については、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えています。

**6. 災害対策の対応を工夫してください。**

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】地域福祉課**

高齢者のみの世帯ではないが、日中家族等（息子等）が勤務等により高齢者のみになってしまう方や妊婦等の中で希望する方を「その他支援を必要とする方」として名簿登載の対象としており、引き続き希望者の登録をすすめてまいります。

名簿登載者等、一般の避難場所では避難生活が困難な方たちに配慮した福祉避難スペースを各避難場所に設けるほか、段差を解消するためのスロープや災害用トイレなどの必要備品を配置し、バリアフリーの向上を図っております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】地域福祉課**

本市では地震時29カ所、水害時8カ所の施設にご協力いただき、災害時に福祉避難所として対応できるよう協定を結んでおります。

市が福祉避難所を開設する必要があると判断した場合、施設の被災状況や現状の収容可能人数等の確認を行ったうえで要請をいたします。要請を受けた施設は、避難スペースの確保、スタッフの配置、物資の搬入など運営体制が整い次第開設し、避難対象者を受け入れていただくことになっており、優先度の高い方からご案内をさせていただきます。

現在、民生委員・児童委員や自治協力団体等、地域の皆様とのさらなる連携を強化するとともに、関係施設ともきめ細やかな連絡調整を図りながら、福祉避難所への直接避難を必要とする方がスムーズに避難できる仕組みづくりを進めているところです。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】危機管理防災課**

災害時には、災害対策本部の救援班、福祉班を中心に、在宅災害時要援護者の被災状況を把握し、在宅災害時要援護者向けの車いす、紙おむつ、食料、飲料水等の生活必需品等の備蓄物

資の調達及び供給を行います。また、備蓄物資で不足する用品については、県や協定団体等への要望や市内小売販売業者等との連携により調達することになっております。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】地域福祉課**

本市では、平時から目的外に使用しないよう誓約をしていただいたうえで、自治協力団体、自主防災組織、消防団、民生委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者に、予め支援のために必要な個人情報の提供に同意している方の要支援者の名簿を平常時から提供しておりますが、災害時には、個人情報の提供の同意のない要支援者を含めた名簿を避難支援等関係者に提供し、安否等の確認に活用していくこととしています。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】政策調整課**

本市の災害対策事業のうち、震災対策については、主に危機管理防災課及び各総合支所の地域振興課が、水害対策については、危機管理防災課、治水課及び各総合支所の地域振興課が業務を担っております。また、感染症の対策については、危機管理防災課及びいきいき健康医療課が業務を担っております。

平成26年度から設置しました危機管理防災課は、「東日本大震災」を契機に、危機対策に対する業務区分を明確にし、安心安全なまちづくりを確実に推進する組織として編成しており、さらに、危機管理防災課では担当職員が增強され、危機管理や震災対策、水害対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られ、市民の安心安全を守ることに特化した組織体制として整備しております。

また、令和6年度からは、更なる危機管理防災体制の強化を図るため、新たに危機管理に関する事務を専任として所掌する危機管理監を設置したところです。

さらに、令和6年度から設置しましたいきいき健康医療課は、各種の感染症対策や、少子化や高齢化の進展によるこれからの地域医療の課題解消に向けて、様々な保健・医療施策等や計画を一体的に推進し、加えて医療機関や医師会、保健所などの関係機関と連携して感染症対策などに対応するとともに、中核病院である埼玉県済生会加須病院や市内のかかりつけ医と更なる連携強化を図るなど、感染症対策の業務の充実や、指揮命令系統の明確化が図られた市民の安心安全を守るための組織体制として整備しております。

なお、有事の際は「地域防災計画」に基づき、災害対策本部を立ち上げ、全庁横断的な組織体制のもと、自然災害や感染症対策に当たっております。

このように、自然災害や感染症対策に特化した対応ができる体制を現在も整備しておりますことから、今後につきましても、近隣自治体や関係機関とも一層連携を図りながら、対応してまいりたいと存じます。

**7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

**【回答】 障がい者福祉課・いきいき健康医療課**

現在、事業所から市への、アルコール消毒液やマスク等の衛生用品の配布についての要望等は受けておりません。衛生用品につきましては安定供給が図られており、各施設において感染対策に努めて頂いていただいていると考えております。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

**【回答】 いきいき健康医療課**

新型コロナウイルス感染症の治療については、これまで通り、感染者の容態に応じて適切な対応を取ることができるよう、医療機関と連携して医療体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】 いきいき健康医療課**

令和6年度の新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法上、定期接種として位置づけられたことから、国の定める方針のもと、予防接種法に基づき適切に実施してまいりたいと考えております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

物価高騰対策支援につきましては、令和5年度に埼玉県が実施し、埼玉県の支援の対象外となる事業所には、加須市独自に支援金を給付し、運営を支援いたしました。

令和6年度におきましても、国、県の支援状況を踏まえ、判断して参りたいと考えております。

**8. 難病患者の就労を進めてください。**

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

**【回答】 職員課**

これまで難病患者であることを条件とした採用を行ってはおりませんが、難病を理由に採用が妨げられることがないよう、引き続き公正な職員採用を実施してまいります。

また、難病を抱えている職員がいることは把握をしておりますが、職員のプライバシー保護の観点から、難病名の詳細は控えさせていただきます。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

##### 【回答】 こども保育課

加須市においては、4月1日現在の待機児童は、ゼロでございます。

なお、特定の保育園等を希望している方につきましては114名、求職活動を休止している方は26名、育児休業中の方は28名です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

##### 【回答】 こども保育課

加須市全体で0歳児4名、1歳児31名、2歳児44名、3歳児16名、4歳児19名、5歳児26名、総勢140名、合計16園が4月1日現在、定員の弾力化により各保育所の年齢別の定員より多く入所しております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

##### 【回答】 こども保育課

加須市では、保育の確保は原則認可保育所で確保することを平成27年3月に策定した「加須市子ども・子育て支援計画」でお示ししており、令和2年3月に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」においてもこの方針に変わりございません。現在「第3期加須市子ども・子育て支援計画」の策定作業を進めておりますが、必要が生じた際は、整備の検討をいたします。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

##### 【回答】 こども保育課

加須市では、特別児童扶養手当の支給対象となる障害児を受け入れている認可保育施設に対し、補助金を交付しております。受け入れ態勢の整備につきましては、引き続き注力してまいりたいと存じます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】 こども保育課**

認可外保育所は現在7施設ありますが、いずれも認可施設への移行の相談等はなく、今年度も認可外保育施設として運営しております。今後、子ども・子育て支援計画との整合性を含め必要と判断される場合には、移行を含め相談があれば協議させていただくこととなります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

**【回答】 こども保育課**

本市では、令和2年3月に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」に基づき、市内公立保育所6か所、民間保育園14園、認定こども園2園、合計22施設の認可保育所を中心に保育を行っており、待機児童ゼロを継続しております。

しかしながら、保育所の利用を希望する方は多く、特定の保育所への入所を待ち続ける方も存在していることから、市では、すべての児童が希望する保育所に入所できるように計画に則った保育の実施を継続していきたいと考えております。また、きめ細かい支援のため保育士の確保に努めてまいります。このことから、少人数保育の実施につきましては、こうした問題が解消された後、進めてまいりたいと思います。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

**【回答】 こども保育課**

加須市では待機児童はありませんが、保育従事者につきましては、有資格者としており、加須市単独の補助として、園児および保育士の処遇改善に資する経費に対する補助金を交付して保育の質の向上を図っております。

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）では、「4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り」「1歳児について、早期に6対1から5へ改善を進める。」とされました。

満3歳児以上の保育士配置基準に関しては、令和6年4月1日から見直しをなされ、同時に改正前の基準を当面の間、適用する経過措置も設けられております。

加須市ではすでに、1歳児については、埼玉県の基準に合わせ現行の国の基準や、試案よりも手厚く4対1で保育士を配置しているところでございます。

満3歳児以上につきましては新基準をふまえ適正に保育士を配置してまいります。保育士の確保は全国的にも課題となっており、本市においても喫緊の課題と捉えております。保育士の確保、定着を推進し、保育の質の向上を図るため、処遇改善等を図ってまいりたいと思います。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】 こども保育課

加須市では、第3子判定に用いる兄弟の年齢制限を撤廃し、未就学の兄弟の中で判定する国の基準を超えた軽減措置を実施しております。

0歳～2歳児の保育については、認可保育所、認可外保育所、家庭保育など、家庭により形態は様々でございます。保育料の軽減につきましては、保育の実情により不公平が生じないよう、国や県の動向を注視しながら、子育て施策全体のなかで検討してまいりたいと考えております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】 こども保育課

未就学児の保育については、認可保育所、認可外保育所、幼稚園、家庭保育など、家庭により形態は様々でございます。給食費食材費(副食費)を無償化につきましては、保育の実情により不公平が生じないよう、国や県の動向を注視しながら、子育て施策全体のなかで検討してまいりたいと考えております。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】 こども保育課

本制度の趣旨は、保護者の就労状況に関わらず、すべての0歳から2歳児のこどもたちが

保育サービスを利用できるようにすることで、子育て家庭の支援を強化し、こどもたちの発育環境を充実させることにあります。この制度は、保護者にとっての柔軟な選択肢となり、ひいてはこどもたちの福祉向上に寄与することを目指しております。

しかしながら、いただいたご懸念につきましては、真摯に受け止めております。

こどもの安全確保につきましては、国においてこどもの情報を共有するシステムの構築が進められております。

こどもが見知らぬ人や場所に預けられることへの不安については、初回利用時には事前見学や慣らし保育、親子通園の機会を設けるなど、こどもが安心して利用できる環境を整える方策を検討します。

保育士の人材確保の課題もありますことから、ご意見やご提案を頂戴しながら、より良い制度を構築するため慎重に検討してまいります

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

**【回答】 こども保育課**

こども誰でも通園制度の導入の予定はまだたっておりませんが、実施する場合には、こどもの安全を第一に考え、必要な人材、設備等、整えた上で進めてまいります。

**6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】 地域福祉課**

市ではこれまでも指導監査等を実施し、認可外保育施設をはじめ各保育施設の運営状況等の把握、助言等を行ってまいりました。

市内の認可外保育施設については、毎年立入調査を実施し、指導事項があった場合には施設からの改善報告を確認した上で指導監督基準を満たす旨の証明書を交付しております。

引き続き指導監査等を実施し、最低基準等の実施状況が関係法令等に照らし適正に実施されているかを確認、必要な助言等を行うことにより、利用者の安全と、健全な事業運営による保育の質の確保を図ってまいりたいと存じます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】 こども保育課**

必要な保育の確保は、市の責任であり、加須市として、保育の質の向上、必要な施設の整備につきましては引き続き注力してまいります。

また、必要な保育には育児休業中の継続保育も含まれるものと考えておりますので、これまで同様の保育を提供して参りたいと存じます

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能と



する保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

#### 【回答】 こども保育課

ご指摘の通り、0歳児を含む定員割れの問題は深刻であり、常に定員までの受け入れを可能とするために必要な保育士の確保についてのご意見は、非常に重要な課題と認識しております。

しかしながら、委託費の算出は国の公定価格に基づいて行われており、自治体単独でこの基準を変更することはできません。

本市におきましては、埼玉県の補助金を活用し、年度当初に乳児が減少する保育所等において、あらかじめ乳児担当の保育士を確保し、年度途中の入所需要に対応した場合の、補助を実施しております。

#### 【学 童】

#### 7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

#### 【回答】 こども保育課

本市では、今年度(4/1現在)、33施設(54支援単位)で適正規模の下、放課後児童健全育成事業を実施しております。また、市内の放課後児童健全育成事業への需要に対応するため、新たな保育室や指導員の確保等に努めた結果、待機児童ゼロを維持しております。今後も、引き続き待機児童が発生しないよう児童数や放課後児童健全育成事業に対する需要の推移を注視し、施設の確保等を進めてまいります。

また、民営のクラブが待機児童ゼロの維持や適正規模での保育を実施するための施設改修などについて、国・県の補助事業の活用を含め、支援してまいります。

#### 8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で46市町(63市町村中73.0%)、「キャリアアップ事業」で36市町(同57.1%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和6年度の国の新規「常勤支援員2名複数配置」補助を施策化してください。

#### 【回答】 こども保育課

本市では、公営、民営ともに該当するクラブにおいては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、放課後児童健全育成室に勤務する職員の処遇改善に努めております。

公営施設においては、各施設に主任指導員を配置し、保育体制の強化を図るとともに、主任指導員やその他指導員が有する資格に応じた賃金設定としており、指導員がスキルアップをすることで処遇改善が図られる体制としております。また、指導員のスキルアップの一環である「放課後児童支援員資格」の取得について、積極的に研修参加・資格取得を促すとともに、当該研修の受講時間を勤務時間として取り扱うなど、指導員がスキルアップしやすい環境づくりに努めております。

民営施設においても、当該処遇改善事業の活用について積極的に周知するとともに、放課後児童支援員認定資格研修への参加やその他研修会についても随時情報提供を行っております。

令和6年度より新設された「常勤支援員2名複数配置」の施策化につきましては、条件を満たすクラブを調査し、該当クラブにつきましては、支援する予定であります。

## 9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

### 【回答】こども保育課

公立公営地域においても、常勤での複数配置に努めております。

### 【子ども・子育て支援について】

## 10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は通院については小学校3年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024年4月から実施されました。現物給付の対象年齢を18歳までに拡充してください。

### 【回答】子育て支援課

本市は、単独で、令和5年7月1日以後の診療分から、現物給付の対象を満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童に拡大しております。

- (2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

### 【回答】子育て支援課

国において、こどもの医療費の無償化(全国統一の公費負担制度の創設)を行うよう要望しております。

- (3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

### 【回答】子育て支援課

これまで、県に要望してきた県補助制度における対象の拡大及び所得制限の廃止等については、実現したところであり、また、全国どこに住んでいても同一水準のサービスを受けられるようにすることが重要なため、国に対し、国が全国統一の公費負担制度を創設するよう要望してまいりたいと考えています。

## 11. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

### 【回答】国保年金課

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、令和4年度の保険税から未就学児に係る保険税均等割額の5割軽減を実施しています。国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切でないとされているとともに、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、子どもの均等割の廃止や一律減免は困難と考えております。

一方、本市においては、子育て世代の方々に、国保税を適正にご負担いただいた上で、お子さんの医療費の窓口払いの本人負担（就学前2割、就学後3割）の無料範囲を中学校修了前から18歳まで拡大し、医療費負担の軽減など子育て支援の充実に努めています。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

#### 【回答】学校給食課

本市では、安全で安心な栄養バランスに優れたおいしい学校給食を提供するため、100%地場産米を使用しております。今後も、お米につきましては、100%地場産米を、地場産野菜につきましては、地元でとれる野菜を可能な限り使用してまいりたいと考えております。

学校給食は、学校給食の実施に必要な施設設備費並びに運営するための人件費と施設及び設備の修繕費は設置者の負担とし、それ以外の経費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と定められておりますが、昨年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額・強化されたことから、物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯に対し、臨時の生活支援をするため、7月から12月までの8月を除く5箇月間、一時的に給食費の免除を行いました。今年度につきましては、市費により4月から9月までの8月を除く5箇月間、一時免除を行います。

今後につきましては、国や県の動向を注視しながら、その時々状況でよりよい選択をしていきたいと考えております。

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

#### 【回答】学校教育課

本市では、生活保護基準の1.3倍以下の世帯を就学援助の認定基準としております。

基準額の引き上げにつきましては、今後の社会情勢や他市町の動向を注視しながら、市の財政状況を踏まえて慎重に検討してまいります。

制度の周知につきましては、広報紙やホームページへの掲載のほか、各小中学校を通して、全児童生徒に対し案内リーフレットを配布しております。

また、就学前児童のいるご家庭に対しましては、就学時健康診断の際に案内リーフレットを配布し制度の説明を行うとともに、入学説明会の際に再度、リーフレットの配布、制度の説明を行うことで周知に努めております。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

#### 【回答】生活福祉課

生活保護制度を説明する「生活保護のしおり」及び「申請書」は、常時、生活福祉課の窓口  
に備え付け、必要な方にはいつでもお渡し出来る状況を確認しています。

さらに、相談者の立場に立った、よりきめ細かな相談対応ができるよう面接相談員を配置  
し、親切丁寧な対応を行っているところです。

**2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。**

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活  
保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行  
が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしお  
りを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底し  
てください。

**【回答】生活福祉課**

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。扶養の義務が期  
待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福  
祉事務所からの照会を行いません。このことは、保護のしおりに明記しています。

また、要保護者の相談にあたっては、丁寧に生活歴を聞き取り、個々の要保護者に寄り添っ  
た対応をするよう配慮しています。

**3、保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してくだ  
さい。**

**【回答】生活福祉課**

保護決定は2週間以内を徹底しております。また、決定後は速やかに保護費を支給しており  
ます。

**4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でも  
ミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで  
良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

**【回答】生活福祉課**

生活保護決定・変更通知書は、保護の決定または変更が生じた場合、速やかに通知し、でき  
る限り分かりやすくその理由等を記載しています。

また、不明な点については、電話対応を含め、随時担当ケースワーカーが訪問するなど、利  
用者に寄り添った対応を心掛けています。

**5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください**

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、

保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

**【回答】生活福祉課**

ケースワーカーについては、令和3年度から10名を配置しており、厚生労働省が示す標準数に対して1名不足しています。組織及び定員に関する調書等において、人事部局に人員配置依頼を継続して行っております。既配置の10名のケースワーカーうち、3名が社会福祉士、4名が社会福祉主事の資格を既に有しており、今年度配属された残りの3名は通信教育制度を活用し、年度内に社会福祉主事の資格を取得予定です。

今後も、全職員が資質の向上、専門的知識の習得に努めるとともに、親切、丁寧な対応に努めるよう指導しているところです。

**6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください**

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

**【回答】生活福祉課**

無料低額宿泊所は、居宅や社会福祉施設等へ移行するまでの一時的な起居の場として位置づけられていることから、一般的に居住地を有しない要保護者が緊急的に住居を確保する必要がある場合に身を寄せることとしています。

これらの趣旨に基づき、要保護者からの聞き取りなどをする中で、保証人の問題や単身居宅生活の可否などを踏まえ、その利用については総合的に判断しています。

**7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。**

**【回答】生活福祉課**

保護の実施要領の改正に係る意見として国に対し夏季加算を要望してまいります。新制度の創設などの予定はありませんが、今後も国などの動向に注視していきます。

**8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。**

**【回答】生活福祉課**

生活困窮者自立支援事業は、平成27年度当初より市直営で行っております。民生委員や所轄警察署からの情報提供などを活用し困窮した状況の把握に努め、生活保護に至るまでの困窮者に対し、他制度の利用提案や就労支援、家計相談等を行い、生活困窮者が抱える課題を解

決できるよう支援しています。

また、生活保護の申請の意思が確認できた場合は、申請書を交付し受理しています。

9、医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

**【回答】生活福祉課**

保護開始時、また医療扶助を受ける際に、医療を受けるために移送費が出ることを説明し、請求されたものは適宜支給しております。

以上

ご協力ありがとうございました。